

新規の免許取得をした方には県からの調査が入ります

宅地建物取引業法第3条・15条・34条・35条・46条・48条・49条により、事務所に次のものを備え付けることが義務付けられています。

- 宅地建物取引業者免許証
- 宅地建物取引業者票（店頭に掲示）
- 報酬額規定表
- 従業者名簿（同封）
- 取引台帳（売買・賃貸）
- 契約書（売買・賃貸）
- 重要事項説明書（売買・賃貸）
- 媒介契約書（一般・専任・専属専任）
- 業務処理状況報告書

「免許権者」

- ・青森県知事免許の場合は、国土交通大臣を記載しない。
- ・国土交通大臣免許の場合は、青森県知事を掲載しない。

尚、免許証が届き次第、下図九号様式の標識を作成し、掲示して下さい

様式第九号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事()第 号
免 許 有 効 期 限	年 月 日 から 年 月 日 まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

↑
30
セ
ン
チ
以
上
↓

← 35センチ以上 →